

一般社団法人長野市開発公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長野市開発公社(以下「公社」という。)と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、長野市が策定した「総合計画」に沿って、公共施設の管理、健康増進、各種スポーツの振興及び青少年の健全育成並びに訪れてみたくなる地域づくりへの参画について、地域と密着した連携のもと、公社の財産の有効活用を図り、もって豊かで活力のある地域社会の形成及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康増進及びスポーツ振興
- (2) 保健、レクリエーション及び保養等の施設の運営
- (3) 種の保存及び動物愛護に関する啓蒙普及
- (4) 教育施設等の芝生緑化の推進
- (5) 霊園施設の建設及び経営
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 公社は、公社の目的に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により公社の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 公社の社員になろうとする者は、総会で定めた基準により申込みをし、理事会で加入の可否を決定するものとする。

(出資金)

第7条 社員は、出資金を示された期限までに払い込むものとする。

2 出資金は、1口10万円とし、全額を一時に払い込まなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総社員の3分の2以上の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 公社の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該社員に対し通知するものとする。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 破産の宣告を受けたとき。

2 社員は、その資格を失ったとき、その他いかなる場合においても出資金の返還を請求することができない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 各年度決算に係る計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 合併、解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招

集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合は、理事長は、総会の日2週間前までに、社員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項及びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、社員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席の場合には、副理事長が議長の職務を代行する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併及び解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を理事長に提出することにより、当該社員の代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第19条 理事又は社員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が社員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 公社には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上16名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を副理事長、1名を専務理事及び1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任し、選任の規定は理事会が別に定める。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、公社の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (1) 公社の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
 - (2) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
 - (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類、その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
 - (6) 理事が公社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって公社に著しい損害が生ずる可能性があるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には総会において別に定める規程に従って、その職務を行うために要する費用の

支払いをすることができる。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

第29条 公社は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(顧問及び参与)

第30条 公社に、理事会の承認を得て、顧問及び参与を若干人置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、重要な事項について理事長の諮問に応ずるものとする。
- 3 報酬等については別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第31条 公社に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 公社の業務執行の決定
- (2) 各年度予算に係る計算書類・事業計画の承認
- (3) 各年度決算に係る計算書類・事業報告の承認
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、理事長は、理事会の日の7日前までに、各役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項及びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の中員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席の場合には、副理事長が議長の職務を代行する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 公社の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第42条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号並びに第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類につ

いては承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置く。

第8章 委員会等

(委員会等)

第43条 公社の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会等を設置することができる。

- 2 委員会等の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 委員会等は、法令及びこの定款により、総会並びに理事会に付与された職務権限を制約する運営を行うことはできない。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 公社の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第46条 公社は総会において、総社員の議決権の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部又は一部の廃止をすることができる。

(解散)

第47条 公社は総会において、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 公社が解散したときは、理事会で清算人を定める。

(剰余金の分配の制限)

第48条 公社は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第49条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団

法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は長野市に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 会社の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

第12章 補則

(職員)

第51条 会社に必要な職員を置く。

2 会社の事務分掌及び職員に関する事項は、理事長が定める。

(委託)

第52条 この定款に定めるもののほか、会社の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 会社の最初の代表理事は立岩久忠とする。

3 会社の最初の業務執行理事は黒田和彦とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成26年5月29日から施行する。

